



国税庁長官
阪田 渉 殿

令和5年3月27日

写

全国青年税理士連盟

会長 山田 隆一
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル 7F
電話 03-3354-4162

所得税及び復興特別所得税の申告書様式に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の申告より、申告書Aの廃止に伴う申告書Bへの一本化や申告書第五表の廃止など、大幅な見直しが行われました。この見直しに伴い、これまで申告書第一表に記載していた税理士法（以下、「法」という。）第33条に基づく税理士の署名や法第30条及び法第33条の2に関する項目については、申告書第二表へ記載するよう変更されました。

法第30条「税務代理の権限の明示」において「税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない」ことが定められています。また、法第33条「署名の義務」においては、「税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない」ことが義務づけられています。そして、法第33条の2「計算事項、審査事項等を記載した書面の添付」では、「当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる」と認められています。

申告納税制度の下、納税者と税理士にとって法第30条、法第33条及び法第33条の2に関する項目については、税理士が税務代理をする場合に適法な権限を有していることや作成した税務書類への責任の明示、申告書の作成に関する関与の程度や税務に関する専門家としての立場からの判断を明らかにするうえで重要であり、申告書様式において一見でこれらを明らかにする必要性は極めて高く、標準様式であれ他の様式であれ、納税者や税理士にとっては税務署内部の整理欄及び公金受取口座登録・利用欄よりも優先されるべき項目です。

よって、所得税及び復興特別所得税の申告書第二表における「税理士署名・電話番号」及び「税理士法書面提出」については、申告書第一表へその記載欄を設けることを、強く要望いたします。